

令和6年度当初予算編成要領

1 基本方針について

(1) 本県を取り巻く環境

世界では、気候変動による異常気象の多発や生物多様性の損失、インフレの継続、ロシアのウクライナ侵攻や、生成AIの急速な普及といった技術革新などが社会・経済構造に大きな変化をもたらしている。

国内では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、社会や経済の活動に制限がなくなることに伴い、県内でも消費や企業活動に前向きな動きが見られるなかで、物価高や物流の2024年問題（自動車運転業務に係る労働時間の上限規制が生活や事業活動にもたらす影響）、少子高齢化の進展等がもたらす担い手不足などが、経済の回復を妨げるリスク要因となっている。

また、人口減少が加速するなかで、人と人とのつながりの希薄化、孤独・孤立、メンタルヘルスの問題、自身や家族の老いなど、先行きや社会生活への不安が生じている。

さらには、生きづらさや孤独感を感じ、社会との関わり方で苦しむ子ども・若者の不登校、自殺の増加が深刻な状況にあることから、国を挙げて、子どもの命が守られ、自分らしく、健やかに、安心して過ごせる社会の実現を目指す取組が始まっている。

社会・経済環境の面では、未来志向の経営革新や起業の活性化、スマート農業の導入など、前向きな変化が生まれている。こうした動きをより一層加速化するためには、各分野・各地域を支える人材の育成・確保、イノベーションの創出、デジタルの力の更なる活用が必要となっている。

また、訪日外国人の増加や国際交流の再開、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催を控えて世界から注目される関西など、世界を意識した動きが不可欠となっている。これまで紡がれてきた滋賀の自然、歴史・文化、人と人とのつながり、利他のこころ、「三方よし」の理念など、お金やモノ以外の「新しい豊かさ」の重要性が再認識されており、県内外、海外に滋賀の魅力発信し、地域の活性化につなげる好機となっている。

さらに、気候変動に適切に対応する取組を進めるとともに、昨年12月のCOP15において掲げられた、生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆる「自然再興」に向けて、社会活動において生物多様性への配慮を広める取組を推進する必要がある。

こうした社会構造と価値観が変容する中で、私たちは、改めて「豊かさ」や「幸せ」を考え、社会のあり方に向き合い、子ども・若者が夢と希望とともに歩む未来を展望し、行動に移す重要な分岐点にいる。

(2) 本県の財政状況等

本年7月に内閣府が公表した年次試算においては、我が国経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復し、民間需要主導の緩やかな成長が続くと見込まれる一方で、世界的な金融引締め長期化等による海外経済の下振れリスク、物価上昇や金融資本市場の変動等が与える影響が懸念されている。

また、本年6月に示された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、県税に地方交付税等を合わせた一般財源総額について、これまでの基本的な考え方は踏襲されていることから、大幅な伸びを期待することはできない状況である。

さらに、本県の「財政収支見通し（令和5年2月試算）」においては、一般財源総額の状況が不透明なか、社会保障関係費の増加や国スポ・障スポをはじめとする大規模事業の進捗など大幅な財政需要の増加に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間で累計433億円の財源不足が見込まれ、中長期的に公債費も増加基調にあることから、財政健全化に向けた取組は喫緊かつ重要な課題となっている。

(3) 令和6年度当初予算編成に向けて

令和6年度当初予算編成に向けては、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現のため、誰もが滋賀で自分らしくそれぞれの「幸せ」を感じられ、滋賀に誇りを感じ、住み続けたいと思えるような「健康しが」を、みんなで描き、ともに創っていく観点から、施策構築を進める。

併せて、将来の財政の持続可能性を確保するため、行政経営方針2023-2026で定めた収支改善の取組を確実に進めるとともに、同方針に掲げる「ヒト・財源の配分をシフトするための業務の見直し・効率化」にも着実に取り組んでいく。

特に、今後5年間は、大規模事業等の実施に伴い、財政調整基金の急激な減少が見込まれるが、県民サービスの充実や将来に向けた投資にも積極的に対応していくため、既存事業の見直しによる財源のシフトに全庁挙げて取り組む。

なお、物価高騰対策は、社会・経済情勢や各分野の価格転嫁の状況、国の動向等を見極め適切に対応する。

2 基本的な考え方について

(1) 令和6年度に向けた施策構築の方向性

基本構想実施計画（第2期）に掲げた政策を着実に推進するため、世界とのつながりを広げることや、GX・DXの可能性をより一層追求するという視点を持ち、世界と滋賀の未来を見据えた新たな一歩を踏み出す施策を検討する。

また、引き続き、子どもの意見や思い、視点を尊重し、これらを施策に反映させるとともに、ひとりの主体である子ども、社会の一員である子ども、未来の希望である子どもを真ん中においた施策を検討する。

これらの基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる柱を中心に施策を構築する。

- ①子ども・子ども・子ども
- ②ひとづくり
- ③安全・安心の社会基盤と健康づくり
- ④持続可能な社会・経済づくり
- ⑤自然環境や生物多様性の保全・再生

さらに、上記の柱に加えて、ここ数年間で取組が広がる以下の重点テーマを設定し、集中的に取り組む。

- ①県北部地域の振興
- ②大阪・関西万博やわたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催への着実な取組の推進とレガシーの創出

こうした方向性のもとで主要施策の知事協議を実施し、令和6年度の施策構築を戦略的に進めていくこととする。

なお、県民や市町の声、情報や統計等のデータを活用し、合理的な根拠や分析に基づいた適切で効果的な施策の立案（EBPM）に取り組むとともに、大学や企業とともに課題を解決する施策や、職員が部局を超えて発想を持ち寄り、個性や能力を発揮して立案するなど新たな時代にふさわしい施策立案にも挑戦することとする。

(2) 財政健全化の推進

予算編成においては、引き続き多額の財源不足が見込まれる状況に鑑み、行政経営方針2023-2026で定めた収支改善の取組や公債費の適正管理の取組を着実に実施する。

①収支改善の取組

ア 歳入確保

基幹的な歳入である県税や地方交付税の安定確保はもとより、モーターボート競走事業会計からの一般会計への安定的な繰出、県有資産の売却・利活用のほか、寄附やネーミングライツ売却等の自主財源の拡充を図る。

イ 歳出見直し

財政の健全化に向けて、施策・事業の選択と集中の一層の徹底を図り、最少の経費で最大の効果が挙がるよう必要な見直しを不断に行うとともに、引き続き不用額の縮減を図る。

特に、令和9年度までの5年間は、多くの大規模事業が予定されており、今後、財政調整基金が急激に減少することが見込まれる。そうした中であっても、財政の持続性・安定性を確保しながら、県民サービスの充実や将来に向けた投資を着実に実施していくためには、より踏み込んだ既存事業の見直しが不可欠となる。

令和6年度当初予算に向けては、新たな大規模事業等について議論が進んでおり、それらの事業を計画的に実施していく上においても、既存事業の見直しにより経常的な財源を生み出し、新たな行政需要にシフトしていく必要がある。こうした状況を認識の上、「令和6年度に向けた「ヒト・財源の配分のシフト」について」(令和5年9月1日付け滋人第1089号、滋行経推第131号、滋財第199号総務部長通知)に基づき、「ヒト・財源の配分のシフト」のための事業見直しを各部局において積極的に検討すること。

②公債費の適正管理

防災・減災、国土強靱化や公共施設の老朽化対策等に伴う県債発行額の増加を踏まえ、将来も適切な規模の社会資本整備を維持・継続しつつ、必要な行政サービスを提供し続けられるよう、公債費の適正管理に取り組む。

<予算編成に当たって留意する点>

○国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において新しい資本主義の加速に向けて、リ・スキリングによる支援など人への投資を強化するとともに、GX、DX、科学技術・イノベーション、スタートアップといった重点分野での大胆な投資拡大に向けて取り組むこととし、また、こども・子育て政策は最も有効な未来への投資であるとして、「こども未来戦略方針」に沿って、政府を挙げて取組を抜本強化することとしている。

施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策・制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるように取り組むこととする。

○市町との連携強化

急速に進む人口減少への対応や地域活性化策など、県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町と適切な役割分担の下、積極的に連携を進めることにより双方の強みを活かすことが不可欠である。

市町とは、日頃より情報交換・共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

○多様な主体との協働・連携・共創

今後、ますます複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめNPO、企業、大学などの多様な主体と、課題を共有し、対話を積み重ね、共感を広げ、協働・連携を基本に、将来を見据え新たな価値や魅力と一緒に創る共創の視点を強く持つ必要がある。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共創を常に意識し取組を進めることができるよう努めることとする。

○部局間連携の徹底

複数部局にわたる課題に対しては、あらゆる場面で横つなぎを意識して取り組む必要があるため、予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

一方、部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図ることにより、事業の整理・集約に努めるとともに、引き続き実施する場合であっても、事業のパッケージ化や、事業間の相乗効果の発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠（以下、「部局枠」という。）は、令和5年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組予定額、「令和6年度当初予算における枠外要求項目について」（令和5年6月30日付け事務連絡財政課長通知）により協議を了した枠外要求経費、および以下の（1）から（7）の特別枠等を踏まえて設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たり、部局枠の範囲内で、各事業の優先順位を厳しく見極め、経費については十分精査すること。

なお、各特別枠や個別の歳出等については、以下のとおり取り扱う。

（1）施策チャレンジ枠

基本構想を着実に推進するため、「基本構想推進のための施策チャレンジ枠について」（令和5年7月24日付け滋企調第269号総合企画部長通知）により、「主要施策の知事協議」を経て採択した事業については、「施策チャレンジ枠」を設定することにより、所要の予算額を見積もることができるものとする。

（2）長寿命化等推進特別枠

「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業ならびに「更新・改修方針」に定める更新事業および改修事業を計画的に推進するため、「建築物の老朽化対策に係る令和6年度当初予算編成に向けた対応について」（令和5年5月16日付け滋財第2077号財政課財産活用推進室長通知）による協議を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を見積もることができるものとする。

（3）基金充当事業

次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ当該右欄に掲げる通知による協議を了したものは、所要の予算額を見積もることができるものとする。

CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金充当事業	令和6年度CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金の充当事業について（令和5年6月30日付け滋ゼロ推第179号CO ₂ ネットゼロ推進課長通知）
琵琶湖森林づくり基金充当事業	令和6年度琵琶湖森林づくり事業の実施について（令和5年7月10日付け滋森政第523号森林政策課長通知）
子ども・若者基金充当事業	子どもの施策の推進についての考え方および令和6年度滋賀県子ども・若者基金の充当希望事業調べ等について（令和5年7月31日付け滋子青第1930号子ども・青少年局長通知）
中小企業活性化推進基金充当事業	令和6年度中小企業活性化推進基金事業の提案募集について（令和5年6月30日付け滋中活本第9号中小企業支援課長通知）

(4) 滋賀応援寄附充当事業

滋賀応援寄附を有効に活用するため、これまでの寄附実績に応じて各部局へ配分する金額について、所要の予算額を見積もることができるものとする。

(5) 歳入確保インセンティブ加算

自主財源拡充につながる歳入確保に積極的に取り組むこととし、増収となるもの（未利用県有地の売却を除く。）については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることができるものとする。

なお、1回に限り、実績額と同額（継続的な歳入の場合は倍額）を、部局枠に加算することとする。

また、当該加算額は、実績額に係る決算の翌々年度の当初予算以降3年間に限り、分割して加算を受けることができる。

(6) 事業見直しインセンティブ加算

限られた人員と財源を新たな行政需要や課題対応に振り向けていくためには、事業の選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドの検討が不可欠であることから、事業の実質的な見直しを行い、財政課との協議を了したのものについては、見直し額の50%に相当する額を、部局枠に加算することとする。

なお、当該加算額は、協議を了した年度の翌年度の当初予算以降3年間に限り、分割して加算を受けることができる。

(7) 大規模事業等

大規模事業等については、知事との協議を了し実施の方針が決定されたものに限り、所要の予算額を見積もりすることができるものとする。

なお、内容検討に当たっては、個々の事業において財政負担の縮減や平準化を十分検討するとともに、既存事業の見直しによるヒト・財源のシフトならびに歳入確保についても併せて検討すること。

(8) 職員給与費

職員給与費については、執行体制に係るものを除き、新規・追加を伴う場合はあらかじめ調整を行い、了とされた内容により見積もりを行うこと。

(9) 扶助費

扶助費については、単なる要望の積上げ等ではなく、過年度の実績等も勘案するなど、多角的に分析し、適切に見積もること。

(10) 公債費

公債費の負担が中長期に増大することが見込まれるため、将来も適切な規模の社会資本整備を維持・継続しつつ、必要な行政サービスを提供し続けられるよう、事業の必要性を見極めるとともに、地方交付税措置のある有利な県債を活用するなど、将来負担にも十分留意して県債を充当すること。

4 留意事項について

(1) 予算の調整

予算編成に当たっては、本県財政の状況も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。

なお、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明

し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

(2) 基金の廃止・統合等

基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。

(3) 民間活力の活用等

県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIの導入、更なる新たな手法など、民間活力の活用や公民連携（PPP）による事業実施について、安全面の確保やサービスの質的向上、機能強化等に留意しつつ、積極的に検討すること。

(4) 出資法人に対する財政的関与の縮小

出資法人については、県の説明責任を果たすという観点から、県の関与のあり方等を不断に見直す必要がある。

特に、出資法人の自主性を高め、その継続的な活動を確保する観点から、補助金や受託事業等による県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確保するため、補助金等による県の財政的関与の縮小が図れるよう、検討すること。

(5) 適正な事務執行の確保

事務処理誤りの防止や、適正な事務執行を確保する観点から、予算見積りに当たっては、法令手続き等を十分確認し、所要の経費を適切に計上すること。

(6) 環境改善効果

予算見積りに当たっては、CO₂排出量削減等の環境改善効果が高まるよう、考慮すること。

(7) 予算編成作業の負担軽減

予算編成作業は、多くの職員が関わり、期間も長期間に及ぶことから、令和6年度当初予算編成に向けて、部局の裁量拡大や枠外要求基準の見直しなど事務負担の軽減を進めてきた。今後の編成過程においても、全庁的な負担軽減に資するよう更なる検討を行うこととしているが、各部局においても、協議資料の削減や協議時間の短縮など、事務の効率化や省力化に十分留意すること。

5 その他

(1) 予算見積書の提出期限は、11月10日（金）とする。

なお、予算編成システムへの入力をもって、予算見積書を提出したものとみなすこととする。

(2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。

(3) その他必要な事項等については、別途通知する。